



今月の担当  
竹岡 ひろみ  
介護支援専門員

平成17年度がはじまりました。一年生の真新しいランドセルがまぶしく感じられますね。初めての「ワクワク」や「どきどき」を感じる事が少なくなっただけではありませんか？いつも新たなことに挑戦する気持ちを持っていたいものです。

今年度も保健センター、在宅介護支援センターでは皆さんの健康や介護についての相談・教室など、いろいろな事業を行ってまいります。ぜひご参加ください。

## 介護保険の利用について

介護保険制度は平成12年4月に施行されました。

措置と税金により支えられていた「高齢者福祉」が、税金と40歳以上の国民が支払う保険料で支えられることになり、「契約」でサービスが受けられるようになりました。

介護保険は当初から「走りながら考える」制度となっており、5年ごとの見直しで法律で定められています。17年度がちょうど見直しの時期に当たっており、平成18年度からは様々な改革が行われることとなります。在宅介護支援センターにも介護保険の利用について様々な質問が寄せられます。介護保険について、改めて確認してみましましょう。

## 誰でもサービスが受けられるの？

40歳以上の方は皆さん介護保険料を納めていらっしゃると思いますが、それ

だけで介護サービスが受けられるわけではありません。

65歳以上の方は要介護認定（介護保険が使えるのか？という調査です）の申請を行い、認定された場合にのみ使うことが出来ます。40～64歳の方は介護の必要になった原因が「老化」に伴う特定疾病でなければ申請できません。

## 風邪をひいたり、怪我をしたときだけサービスを利用できるの？

要介護状態とは「概ね6カ月以上その状態が継続するもの」とされています。風邪や怪我などで日ごろの状態ではないと判断される場合には、調査できないことになってしまいますので、普段元気な方がその時だけサービスを利用するのは難しいといえます。

## どのようなサービスが受けられるの？

その方の身体状況や希望に合わせてサービスを選択することが出来ます。「通所介護（デイサービス）」「短期入所生活介護（ショートステイ）」「訪問介護（ヘルパー派遣）」「訪問看護」「住宅改修」「福祉用具貸与および購入」などのサービスが受けられます。サービスを利用した場合は1割の自己負担が基本です。

## デイサービスには何日行けるの？

その方の介護度や身体状況、希望などにより異なります。また、デイサービスの受け入れ人数に定員がありますので、希望通りに行かないこともあります。

## ヘルパーは何でもしてくれるの？

国で定められている原則によって行えない内容

があります。

「ご本人の分以外の調理、洗濯等」「ご本人が使うところ以外の掃除」「来客の応対、お茶だし」「話し相手のみ、留守番」「草むしり」「部屋の模様替え」「大掃除」などは、たとえ利用料を払ってヘルパーに来てもらっていても、行ってはもらえません。あくまでも、訪問介護はご本人の自立支援のために使っていただくサービスなのです。

介護保険が施行されてから丸5年が経過し、幌延町においても延べ127名の方が在宅でサービスを利用されています。何らかの支援が必要となったときや、杖などの福祉用具を利用したいとき等、「どこに相談したらよいかわからない」と思う前に、在宅介護支援センター（☎5・1790）にお気軽にご相談ください。